

役員賠償責任保険契約について（案）

1. 趣 旨

平成20年12月1日に施行された「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」では、社団や財団の役員の責任（善管注意義務や忠実義務）が法律上明文化されました。以降、こうした法人の役員が行う重要な意思決定に関しても損害賠償訴訟を提起され得る状況になりました。

そのため、当振興会では、一般財団法人に移行した平成25年より「役員賠償責任保険」への加入を行っていますが、その後、同法の一部が改正され、「役員等賠償責任保険契約」の内容を決定するには理事会の決議によらなければならないと規定（第118条の3及び第198条の2）されましたので、次の内容により「役員等賠償責任保険契約」の締結を提案するものです。

2. 保険の内容

項 目	内 容
正式名称	社団・財団法人用役員賠償責任保険
被保険者	当振興会の理事、監事 ただし、初年度契約の保険期間の初日の10年前（平成15年6月1日）以降に退任した役員、および保険期間中に新たに選任された役員も含む
補償対象事故と補償範囲	被保険者の職務の執行に関し保険期間中に第三者より提起された損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害（損害賠償金および争訟費用）を補償
保険期間	令和7年7月22日～令和8年7月22日
支払限度額	1億円（免責金額なし）
年間保険料	140,000円（見込額）